

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星  
 代表者名 代表取締役社長 塚本洋一  
 (JASDAQ・コード 5820)  
 問合せ先 取締役総務部長 前田明作  
 (TEL. 06-6762-6953)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第 1 条および第 2 条)。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u>            第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。            (自己の株式の取得)            第 8 条 (条文省略)            (単元株式数及び単元未満株券の不発行)            第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。  <u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u>            (単元未満株式についての権利)            第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) (条文省略)            (2) (条文省略)            (3) (条文省略)            (4) (条文省略)</p>	<p>(削除)            (自己の株式の取得)            第 7 条 (現行どおり)            (単元株式数)            第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。            (削除)            (単元未満株式についての権利)            第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            (1) (現行どおり)            (2) (現行どおり)            (3) (現行どおり)            (4) (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 <u>以下同じ。)</u> 、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第13条 (条文省略) 第43条 (新設) (新設)  (新設)	(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、 <u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>  第12条 (条文省略) 第42条 附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上